

## 関係府省からの補足説明資料

(東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応)

( 1 ) 総務省統計局	.....	1
( 2 ) 文部科学省	.....	5



## 総務省統計局における東日本大震災関連情報の提供について

### 1. 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の公表

浸水地域( 1)の人口・世帯数の統計地図(平成 22 年国勢調査速報を活用)

浸水地域( 1)の市区町村別の産業別事業所数・従業者数を特別集計(平成 21 年経済センサス 基礎調査速報を活用)

被災県の市区町村別の基礎統計情報を取りまとめ(社会・人口統計体系(統計でみる都道府県・市区町村)を活用)

被災 3 県( 2)の町丁・字等別の男女・年齢別人口等について、確報に先立ち概数を特別集計(平成 22 年国勢調査を活用)

被災 3 県( 2)を中心とした東日本大震災の人口移動への影響について、3 か月単位で取りまとめ(住民基本台帳移動報告を活用)

### 2. その他被災県に係る統計調査データの公表

平成 23 年 4 月の小売価格について、東日本地域における一部品目の公表を早期化(小売物価統計調査を活用)

被災 3 県( 2)に係る調査結果公表の早期化(平成 21 年経済センサス 基礎調査、平成 22 年国勢調査で実施)

被災 3 県( 2)の市区町村別の産業別事業所数・従業者数を特別集計(平成 21 年経済センサス 基礎調査を活用)

東日本大震災がサービス産業に与えた影響について資料を作成(サービス産業動向調査を活用)

東日本大震災が消費行動に与えた影響について資料を作成(家計調査を活用)

### 3. 被災自治体等の統計作成支援への対応

被災自治体や関係府省の統計作成を支援するため、その求めに応じ、平成 22 年国勢調査や平成 21 年経済センサス 基礎調査について、情報を提供

1 浸水地域は国土地理院提供の浸水範囲概況を活用し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県分を作成

2 被災 3 県は、岩手県、宮城県、福島県

## 労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計の実施について

労働力調査では、平成 23 年の 3 月から 8 月までの結果について、東日本大震災の影響で調査の実施が一時困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いた結果を公表していましたが、この度、これら 3 県の同期間の結果について補完推計を行い、それを基に参考値として全国結果を算出しました。この推計値は、今後、平成 24 年の 3 月から 8 月までの前年同月比較や長期時系列比較などで参考値として用いる予定です。

### 1 経緯

労働力調査では、東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災 3 県」という。）において調査の実施が一時困難となりました。このため、平成 23 年の 3 月から 8 月までの間においては、被災 3 県を除く全国結果の集計・公表を行いました。

これについては、「平成 22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 23 年 9 月 22 日統計委員会）において、「全国を対象とする基幹統計調査等については、調査対象地域の一部を除外するなど特別の取扱いをした場合、被災地の状況を踏まえて可能な限り補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を講ずる必要がある」とされており、労働力調査においても被災 3 県を含む全国結果の補完推計の検討が求められてきたところです。

こうしたことなどから、この度、統計局では、労働力調査において補完推計を行い、その結果を取りまとめました。その内容は以下のとおりです。

### 2 補完推計方法

今回の補完推計では、平成 23 年の 3 月から 8 月までの各月の被災 3 県分について推計した上で、これを昨年既に公表している被災 3 県を除く全国の結果数値に加算することで、被災 3 県を含む全国結果を算出しています。

被災 3 県分の推計に当たっては、各県ごとに、一定の仮定の下に、利用可能な他の関連するデータに基づいて、可能な限り実態を反映するように推計を行っております。

※推計方法の詳細は、統計局ホームページ掲載の「補完推計方法の詳細」を御参照ください。

URL (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/120424/index.htm>)

### 3 補完推計結果

被災 3 県を含む全国の補完推計結果は以下のとおりです。

被災 3 県を含む全国の補完推計値と公表値（被災 3 県を除く全国結果）との比較（平成 23 年 3～8 月）

		就業者数			完全失業者数			非労働力人口			完全失業率			
		被災 3 県 含む全国 (推計値)	被災 3 県 除く全国 (公表値)	差	被災 3 県 含む全国 (推計値)	被災 3 県 除く全国 (公表値)	差	被災 3 県 含む全国 (推計値)	被災 3 県 除く全国 (公表値)	差	被災 3 県 含む全国 (推計値)	被災 3 県 除く全国 (公表値)	差	
		①	②	①-②	①	②	①-②	①	②	①-②	①	②	①-②	
実 数	3月	6194	5928	266	320	304	16	4528	4317	211	4.9	4.9	0.0	
	4月	6257	5994	263	327	309	18	4459	4247	212	5.0	4.9	0.1	
	5月	6282	6019	263	312	293	19	4451	4242	209	4.7	4.6	0.1	
	6月	6265	6002	263	312	293	19	4466	4258	208	4.7	4.7	0.0	
	7月	6241	5973	268	310	292	18	4493	4289	204	4.7	4.7	0.0	
	8月	6238	5967	271	293	276	17	4490	4290	200	4.5	4.4	0.1	
	対 前 年 同 月 増 減	3月	-16	-13	-3	-30	-26	-4	50	44	6	-0.4	-0.4	0.0
		4月	-12	7	-19	-29	-30	1	48	31	17	-0.4	-0.5	0.1
5月		-13	9	-22	-35	-38	3	51	34	17	-0.5	-0.6	0.1	
6月		-15	3	-18	-32	-36	4	44	34	10	-0.5	-0.5	0.0	
7月		-30	-20	-10	-21	-23	2	52	47	5	-0.3	-0.3	0.0	
8月		-40	-29	-11	-44	-45	1	60	57	3	-0.6	-0.7	0.1	

(注) 上記の値は全て原数値です。また、実数及び対前年同月増減ともに平成 17 年国勢調査を基準とする推計人口に基づく値です。

なお、平成 24 年各月の各項目（比率を除く）の原数値に係る対前年同月増減については、平成 22 年国勢調査を基準とする推計人口で逡及集計した 23 年各月の数値と比較します。

昨年既に公表している被災3県を除く全国の結果と比べると、4月、5月及び8月において完全失業率が0.1ポイント高くなる結果となっています。また、対前年同月増減をみると、完全失業者数は減少幅が4月以降に縮小、非労働力人口は増加幅が3月以降に拡大し、就業者数は4月から6月までの増加が減少に転じています。

#### 4 補完推計値の取扱い

被災3県を含む全国の補完推計値は、今後、平成24年の3月から8月までの前年同月比較や長期時系列比較などで参考値として用いる予定です。

※補完推計値は統計局ホームページに掲載しました。下記URLを御参照ください。

URL (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/120424/index.htm>)

#### 5 補完推計値の利用上の注意

今回の補完推計値は、利用可能な他の関連するデータを用いて、一定の仮定の下に推計したものですので、御利用の際には御留意ください。

また、今回の補完推計は就業者数及び完全失業者数の総数について行っており、非労働力人口は15歳以上人口からこれらを差し引いて計算しています。内訳となる各項目についても、基本的には被災3県の総数の対前年同月増減を内訳にあん分した後、被災3県を除く全国結果に加算する方法により求められています。したがって、これらの項目の利用に当たっても御留意ください。

## 【補完推計方法の詳細】

今回の補完推計では、被災3県の各県ごとに就業者数と完全失業者数の総数をそれぞれ別に推計し、これを平成23年に既に公表している被災3県を除く全国の結果数値に加算することで被災3県を含む全国結果を推計している（なお、内訳となる各項目については23年9月時点の調査結果等を基に被災3県の総数の対前年同月増減を内訳にあん分した後、被災3県を除く全国結果に加算している。）。

平成23年3月から8月までの各月における被災3県各県の就業者数及び完全失業者数の総数の推計方法は以下のとおり。

### ○ 就業者数の推計方法

労働力調査では、就業者について、従業者（調査期間（月末1週間）中に1時間以上仕事をした者）と休業者（仕事を持ちながら一時的に仕事に従事しなかった者）を合わせた人数を把握している。今回の推計においては、就業に関する利用可能な他の複数のデータを用いて、これらから求めた対前年同月減少率と同程度の就業者数の減少があったものと仮定し、就業者数の対前年同月減少数を推計する。

具体的な推計算式は以下のとおり。なお、下記算式による推計は県別に行う。

[非農漁業]

$$\text{非農漁業就業者の対前年同月減少数} = \text{前年同月の非農漁業就業者数} \times \text{雇用保険の被保険者数の対前年同月減少率} \times (\text{減少率幅の調整})$$

[農業・漁業]

$$\text{農業・漁業就業者の対前年同月減少数} = \text{前年同月の農業・漁業就業者数} \times \text{農業・漁業を再開していない割合}$$

（推計算式の説明）

- 前年同月の就業者数は、労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）、国勢調査結果等を基に算出。
- 雇用保険被保険者数の対前年同月減少率は、雇用保険事業月報（厚生労働省）を基に算出。
- 減少率幅の調整には、毎月勤労統計調査（厚生労働省）の特別調査結果及び地方調査結果を使用。特別調査（事業所規模1～4人の常用労働者）については平成23年7月末現在の調査結果を使用。また、自営業等については国勢調査結果を基に事業所規模1～4人の常用労働者の減少率と同程度となるように反映。地方調査（事業所規模5人以上の常用労働者）については、震災の影響により岩手県及び福島県については平成23年3月及び4月、宮城県については23年3月から5月まで調査が中止されて数値がないため、同調査結果が得られる期間（岩手県及び福島県は23年5～8月、宮城県は23年6～8月）の平均値を使用。これらに基づいて算出した当該期間の対前年減少率の水準により、雇用保険被保険者数の対前年同月減少率の減少率幅を調整。

減少率幅の調整率＝毎月勤労統計調査等に基づく同期間の対前年減少率／雇用保険の被保険者数の同期間の対前年減少率

- 農業・漁業を再開していない割合については、岩手県及び宮城県については、農林水産省による状況確認の結果（平成23年7月11日現在）を基に算出。福島県については国勢調査結果等を基に津波被害、避難状況等を勘案して推計。
- なお、平成23年8月時点の上記推計値と同年10-12月期の公表値から求めた被災3県の数値（被災3県を含む全国値から被災3県を除く全国値を差し引いた値）との差を有効求職者数の対前月減少数を用いて補正。

### ○ 完全失業者数の推計方法

労働力調査では、完全失業者について、調査期間（月末1週間）中、①仕事に就いていない、②仕事があればすぐ就くことができる、③求職活動をしていた、の3つを要件としてその人数を把握している。今回の推計においては、完全失業者と概念的に近いデータとして、公共職業安定所（ハローワーク）の「有効求職者数」を用いることとし、この直近3年間のデータを基に作成した回帰式により、完全失業者数を推計する。

具体的な推計算式は以下のとおり。なお、下記算式による推計は県別に行う。

$$\Delta \text{完全失業者数}_t = \alpha + \beta \Delta \text{有効求職者数}_t + \sum \gamma_i d_{it}$$

（推計算式の説明）

- tは四半期。回帰式の作成には平成20年1-3月期から22年10-12月期までのデータを使用。
- 完全失業者数は労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）、有効求職者数は一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）を使用。
- $\Delta$ 完全失業者数<sub>t</sub> = t期の完全失業者数 - t-1期の完全失業者数
- $\Delta$ 有効求職者数<sub>t</sub> = t期の有効求職者数 - t-1期の有効求職者数
- d<sub>i</sub>は当該四半期を1とするダミー変数。i：1=1-3月期、2=4-6月期、3=7-9月期。
- 推計値は平成22年10-12月期を起点として逐次的に四半期値を算出。月次の値は有効求職者数の月次の動きで調整。

[データ出典]

- 労働力調査 都道府県別結果（モデル推計値）（総務省統計局）
- 毎月勤労統計調査 特別調査・地方調査（厚生労働省）
- 東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（農林水産省）
- 津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（農林水産省）
- 雇用保険事業月報（厚生労働省）
- 平成22年国勢調査 産業等基本集計（総務省統計局）
- 東日本大震災による漁業経営体の被災・経営再開状況（農林水産省）
- 一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

## 「平成23年度社会教育調査」における東日本大震災への対応状況

### 1. 東日本大震災に伴う平成23年度社会教育調査の取扱い

#### (1) 調査期日・期限

調査期日は平成23年10月1日現在（例年どおり）

提出期限は平成23年12月10日（例年どおり）

#### (2) 調査対象

調査項目については、例えば公民館数、職員数等基本的な数値のみを把握することとした。

### 2. 平成23年度社会教育調査補完調査（一般統計調査）の実施

#### (1) 調査時期

平成24年6月1日（金）～7月30日（月）

（平成25年3月刊行予定の報告書には参考値として3県分を含める。）

#### (2) 調査対象（平成23年度社会教育調査で調査対象外となったもの）

本来の調査で調査対象外とした事項をすべて把握することとしている。

ただし、震災により資料が散逸している場合は、該当項目は回答不要とする。

## 「平成23年度学校保健統計調査」における東日本大震災への対応状況

### 1. 東日本大震災に伴う平成23年度学校保健統計調査の取扱い

以下の理由により、平成23年度学校保健統計調査は実施しないこととした。

学校保健統計調査は、学校保健安全法第13条に基づく健康診断（6月未まで実施）の結果をもとにした二次的調査として実施されるものであるが、平成23年度の被災地における健康診断の実施については、必ずしも省令での原則である6月末までに実施しなくともよいこととされたため、健康診断の実施時期は各学校の実情によって区々になることとなった。

児童生徒の学齢期にあっては成長の度合が著しく、とりわけ身長・体重などの基本的な数値は測定時期によって異なるため、実施期間を統一しない測定値を集積したとしても、当該年齢の発育状態は統計的に比較可能なものにならない。

また、岩手県、宮城県及び福島県からも学校現場に負担がかからないようにしてほしいとの強い要請があった。

### 2. 平成23年度学校保健統計調査の補完推計

平成23年度の数値については、平成24年度の調査を実施してから、平成18年度から平成22年度及び平成24年度の6時点の数値を用いて回帰式を作成して推計した値を参考に公表することとしている。